

議案第54号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を制定するに
ついて

職員の分限に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和元年9月17日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和28年宇治市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。